# 狭山市協働事業補助金交付要綱

（令和３年４月１日市長決裁）
（令和５年１月５日市長決裁）
（令和７年１０月３日市長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民と行政との協働を推進し、市内における市民活動を支援するため、協働事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定による補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、狭山市補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和５７年８月４日規則第４０号）に定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助の対象となる団体は、公益活動を行おうとする市民活動団体で、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

（１）　５人以上の会員で組織し、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。

（２）　活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。

（３）　組織の運営に関する規約等があること。

（４）　適正な会計処理が行われていること。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の活性化や課題解決を目的に、新たに取り組む事業や既存の活動を拡充する事業で、市民の自発的な参加によって行われる公益性のある事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）　狭山市協働事業提案制度実施要綱（平成２７年２月１０日市長決裁）に基づき実施する事業

（２）　その他市長が必要と認める事業

２　前項に該当する事業であっても次の事由に該当する事業は、補助対象にならない。

（１）　市の他の補助を受けている事業

（２）　団体の運営を目的とする事業

（３）　営利を目的とした事業

（４）　その他補助することが適当でないと認められる事業

（補助期間）

第４条　補助金の対象期間は、４月１日から翌年の３月３１日までとし、同一の事業については、３回を限度に補助することができる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費に補助率（１回目１００分の１００、２回目１００分の７５、３回目１００分の５０）を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、事業の補助金の額は、５０万円を限度とする。

２　補助対象事業に補助金以外の収入を見込む場合には、補助対象事業に要する経費から、その事業に対する収入を減じた額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と前項で得た額のいずれか低い額を交付するものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、狭山市協働事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第７条　市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が適当であると認めるときは、当該予算の額の範囲内において補助金の交付を決定し、狭山市協働事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（概算交付）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該交付決定額を概算払の方法により支出することができる。

（事業の変更等）

第９条　補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、当該交付対象事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、狭山市協働事業補助金交付事業変更承認申請書（様式第３号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（決定の取消し）

第１０条　市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（２）　補助金の交付決定の内容に違反し、又は従わなかったとき。

（事業実績報告）

第１１条　補助金交付団体は、交付対象事業を完了したときは、当該交付対象事業完了

後速やかに狭山市協働事業補助金実績報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備及び保管）

第１２条　補助金の交付団体は、交付対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての書類を整備保管しなければならない。

２　前項の帳簿及び書類は、当該交付対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月３日から施行する。